

5. 補装具費の支給及び日常生活用具の給付

1) 補装具費の支給

身体障がい者（児）又は難病患者の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入、修理等に係る費用の一部を公費で負担します。

※必ず購入、修理等の前にご相談ください。

対象者	身体障がい者手帳所持者又は難病患者（指定難病特定医療費受給者証を受けている方又は難病に罹患されたと診断を受けた方） ※障がい者又は難病患者本人並びに世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、対象となりません。
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限額が決められていて自己負担が重くなりすぎないようにになっています。
手続	身体障がい者手帳又は難病患者と証明できるもの、印かん、意見書（再交付又は修理の場合を除く。）、見積書、世帯の課税状況を証明できるもの
窓口	社会福祉課

<補装具の種類>

区分	種類
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置
視覚障がい	視覚障がい者安全杖、義眼、眼鏡
聴覚・言語障がい	補聴器
肢体不自由かつ言語障がい	重度障がい者用意思伝達装置

<補装具判定方法> ※補装具の給付には判定が必要となります。（一部判定不要）

判定方法・補装具種目		茨城県福祉相談センター		守谷市	
		直接判定	書類判定	書類判定	判定不要
義肢	殻構造		○		
	骨格構造	○			
装具			○		
座位保持装置 ※1…場合により直接判定		(○)※1	○		
視覚障がい者安全つえ					○
義眼				○	
眼鏡	矯正眼鏡			○	
	遮光眼鏡			○	
	コンタクトレンズ			○	
	弱視眼鏡			○	
補聴器			○		
車椅子	レディメイト [®] （手押型）				○
	レディメイト [®] （手押型以外）			○	
	オーダーメイト [®]		○		
電動車椅子		○			
歩行器				○	
歩行補助つえ（一本杖を除く。）					○
重度障がい者用意思伝達装置			○		
特例補装具 ※2…6輪型車椅子は書類判定		○	(○)※2		

2) 日常生活用具の給付

自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障がい児（者）等に対して、円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。ただし、障がいや疾病により給付品目が異なりますのでご注意ください。

※必ず購入する前にご相談ください。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障がい者保健福祉手帳所持者 ・難病患者（指定難病特定医療費受給者証を受けている方又は難病に罹患されたと診断を受けた方） ・小児慢性特定疾病医療受給者証を受けている方 <p>※身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳を持っている方でも、障がいの種類や等級により適用できない場合があります。</p>
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・基準額の範囲内で、費用の1割が原則として自己負担となります。 ・基準額を超過した分の費用は自己負担となります。 ・小児慢性特定疾患児の場合は、課税状況等に応じた負担となります。
手続	証明となるもの（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、難病患者又は小児慢性特定疾患児と証明できるもの）、印かん、見積書、世帯の課税状況を証明できるもの
給付種目	12～17ページを参照
窓口	社会福祉課

日常生活用具給付一覧表

<障がい児（者）>

種目	品目	利用できる方	基準額(円)	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹機能障がい2級以上	154,000	18歳以上
	特殊マット	下肢・体幹機能障がい2級以上又は療育手帳A以上	19,600	原則として3歳以上
	特殊尿器	下肢・体幹機能障がい1級（常時介護を要する者に限る。）	67,000	原則として学齢児以上
	入浴担架	下肢・体幹機能障がい2級以上（入浴に介護を要する者に限る。）	82,400	原則として3歳以上
	体位変換器	下肢・体幹機能障がい2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	15,000	原則として学齢児以上
	移動用リフト	下肢・体幹機能障がい2級以上	159,000	原則として3歳以上
	訓練いす（児のみ）	下肢・体幹機能障がい2級以上の児童	33,100	原則として3歳以上
	訓練用ベッド（児のみ）	下肢・体幹機能障がい2級以上の児童	159,200	原則として学齢児以上
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹機能障がい（入浴に介助を要する者に限る。）	90,000	原則として3歳以上
	便器	下肢・体幹機能障がい2級以上	※手すりなし 4,450 ※手すり有り 9,850	原則として学齢児以上
	頭部保護帽	スポンジ、革を主材料に作成 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい有する者又はてんかんの発作等により頻繁に転倒	特注品 15,200 既製品 12,160	原則として3歳以上

	スポンジ、革、プラスチックを主材料に作成	する知的障がい者若しくは精神障がい者	注品 36,750 既製品 29,400	
T字状・棒状のつえ	木材でニス塗装したもの	平衡機能・下肢・体幹機能障がい（家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。）	2,200	（仕様により加算あり） ※夜光塗料により塗装されたもの +410円 ※全面に夜光材反射テープが貼られたもの +1,200円 ※ラッカー塗装(白色又は黄色に限る。)されたもの +260円
	軽金属で塗装なしのもの		3,000	
移動・移乗支援用具		平衡機能・下肢・体幹機能障がい（家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。）	60,000	原則として3歳以上
特殊便器		上肢機能障がい2級以上又は療育手帳A以上（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者に限る。）	151,200	原則として学齢児以上
火災警報器		身体障がい2級以上又は療育手帳A以上の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	15,500	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの ガスコンロ等に設置し、地震を感知して自動的に消火をし得るもの
自動消火器			28,700	
			18,900	
電磁調理器		視覚障がい2級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者に限る。）又は重度の知的障がい者	41,000	18歳以上
歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障がい2級以上	7,000	原則として学齢児以上
聴覚障がい者用屋内信号装置		聴覚障がい2級の者（聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上給付の必要があると認められる者に限る。）	87,400	
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上の者（自己連続携行式腹膜かん流法による透析療法を行う者に限る）	51,500	原則として3歳以上
	ネブライザー	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって必要と認められる者	36,000	原則として学齢児以上
	電気式たん吸引器		56,400	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000	
	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上の者（盲人の	9,000	原則として学齢児以上

	盲人用体重計		みの世帯又はこれに準ずる世帯の者に限る。)	18,000		
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		呼吸器の機能又は心臓の機能に障がいのある身体障がい者のうち、その障がいの程度が3級以上のもの又は同程度の障がいを有すると医師が認める身体障がい者であって必要であると認められるもの	157,500		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		音声言語機能障がい者又は肢体不自由者(発声・発語に著しい障がいを有する者に限る。)	98,800	原則として学齢児以上	
	情報・通信支援用具※		上肢機能障がい2級以上又は視覚障がい2級以上の者	100,000		
	点字ディスプレイ		視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)	383,500		
	点字器	標準型	32マス18行両面書真鍮板製	視覚障がい者で、点字により情報の入手が必要な者	10,400	
			32マス18行両面書プラスチック製		6,600	
		携帯用	32マス4行片面書アルミニウム製		7,200	
			32マス12行片面書プラスチック製		1,650	
	点字タイプライター		視覚障がい2級以上で、原則として就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	63,100		
	視覚障がい者ポータブルレコーダー	録音再生機	視覚障がい2級以上	85,000	原則として学齢児以上	
		再生専用機		35,000		
	視覚障がい者用ラジオ		視覚障がい2級以上	29,000		
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置		視覚障がい2級以上	99,800		
視覚障がい者用拡大読書器		視覚障がい者で本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000	原則として学齢児以上		
盲人用時計	触読	視覚障がい2級以上の者(音声時計は手指の触覚に障がいがある	10,300			

		音声	等のため触読式時計使用が困難な者を原則とする。)	13,300	
	聴覚障がい者用通信装置		聴覚障がい又は発声発語に著しい障がいを有する者(コミュニケーション, 緊急連絡等の手段として給付の必要があると認められる者に限る。)	71,000	原則として学齢児以上
	聴覚障がい者用情報受信装置		聴覚障がい者で本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900	
	磁気誘導ループ		聴覚障がいのある身体障がい者であって, 補聴器を使用しているもの	58,000	
	人工喉頭	笛式	喉頭摘出した者	5,000	気管カニューレなし
8,100				気管カニューレ付き	
電動式		70,100		(電池又は充電器を含む。)	
	点字図書		主に, 情報の入手を点字によっている視覚障がい者	当該図書の購入に要した額	点字により作成された図書(月刊, 週間等で発行される雑誌を除く。)
排泄管理支援用具	ストマ用装具	消化器系	ぼうこう又は直腸機能に障がいを有する者で排泄の際必要となる者	8,600	(1月当たり)
		尿路系		11,300	
	紙おむつ等		<p>◎ ストマの変形若しくはストマ周辺の著しいびらんのためストマ用装具を装着できない者</p> <p>◎ 二分脊椎による排便機能障がい若しくは排尿機能障がいのある者又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある身体障がい者</p> <p>◎ 脳性まひなどの脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な者</p> <p>◎ 医師の意見書等により紙おむつの使用が必要と認められる者であって, 次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 脊髄損傷等による高度の排尿機能障がいのある身体障がい者(常時失禁のある者に限る。)。ただし, 収尿器の給付を受ける者を除く。</p> <p>② 重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者で, 常時介助を要するもの</p>	12,000	(1月当たり)
	収尿	男性用	普通型	高度の排尿機能障がい	7,700
簡易型			5,700		

	器	女性 用	普通型		8,500	
			簡易型		5,900	
居宅生活動作補助用具	住宅改修費			◎ 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であって障がい等級2級以上の者） ◎ 最重度の知的障がい者 ◎ 難病患者であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者	550,000	
				障がいの程度が3級以下の者及び視覚に障がいのある身体障がい者（2級以上に限る。）	100,000	

※ 情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。

〈小児慢性特定疾病児〉（障がい児施策の対象者を除きます。）

品 目	利用 できる 方	基準額（円）	備考
便 器	常時介助を要する者	4,900	18歳未満 （継続受給は 20歳未満）
特 殊 マ ッ ト	寝たきりの状態にある者	21,560	
特 殊 便 器	上肢機能に障がいのある者	166,320	
特 殊 寝 台	寝たきりの状態にある者	169,400	
歩 行 支 援 用 具	下肢が不自由な者	66,000	
入 浴 補 助 用 具	入浴に介助を要する者	99,000	
特 殊 尿 器	自力で排尿できない者	73,700	
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にある者	16,500	
車 い す	下肢が不自由な者	77,440	
頭 部 保 護 帽	発作等により頻繁に転倒する者	13,380	
電 気 式 た ん 吸 引 器	呼吸器機能に障がいのある者	62,040	
ク ー ル ベ ル ト	体温調節が著しく難しい者	22,000	
紫 外 線 カ ッ ト ク リ ー ム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	41,580	
ネ ブ ラ イ ザ ー	呼吸器機能に障がいのある者	39,600	
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	173,250	
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	113,520	
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	149,160	
人 工 鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	128,700	